

## 第 87 号議案

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 22 年 11 月 30 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

市民が分別し、排出した紙類等の再生資源の持ち去り行為を防止するため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

### 芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年芦屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「廃棄物を分別して」の次に「ごみステーション（市が排出された廃棄物を収集する場所として次条第2項の実施計画で定めた場所をいう。第7条の2において同じ。）に」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第7条の2 ごみステーションに排出された廃棄物のうち、紙類、缶、瓶その他の規則で定める再生資源については、市又は市の委託を受けた者その他市長が特に認めた者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、同項の再生資源を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないように命じることができる。

第20条の次に次の2条を加える。

（罰則）

第21条 第7条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

市民が分別し、排出した紙類等の再生資源の持ち去り行為を防止するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 収集又は運搬の禁止等（第7条の2関係）

ア ごみステーションに排出された紙類，缶，瓶その他の規則で定める再生資源については，市又は市の委託を受けた者その他市長が特に認めた者以外の者は，これらを収集し，又は運搬してはならない。

イ 市長は，アに違反して，再生資源を収集し，又は運搬した者に対し，これらの行為を行わないように命じることができる。

##### (2) 罰則（第21条及び第22条関係）

ア (1)イの命令に違反した者は，20万円以下の罰金に処する。

イ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業員が，その法人又は人の業務に関し，アの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対してアの罰金刑を科する。

##### (3) その他関係条文の整理

#### 3 施行期日

平成23年4月1日